

2013年度決算：総括質問

日本共産党港区議団の総括質問を行います。

公契約条例制定についてです。

国土交通省が発表した3月の建設労働需給調査によれば、建設現場に必要な技能労働者の人数に対し、たりない人数の割合を表す「不足率」は8職種の平均で2.8%、前月より0.5ポイント悪化しました。1993年の調査開始以来、2006年9月と並んでもっとも高い比率。不足は11年7月から2年9ヶ月続いているとの報道。建設技能労働者の不足はその後も続いています。

建設産業従事者の大幅な減少は賃金の低さが大きな要因で、建設産業従事者の確保のためには、働く人たちに人間らしい労働条件を保障すべきであり、そのための賃金確保が必要です。

住民の税金を使う公的事业で利益を得ている企業に対し、発注者の公的機関は人間らしい労働条件を確保するための責任を負う必要があります。

埼玉県草加市では9月17日、公契約基本条例案が市議会で可決しました。埼玉県初の公契約条例です。

公共工事、公共サービスの品質確保と生活できる賃金への底上げを定める公契約条例を港区でも制定すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

最初に、公契約条例の制定についてのお尋ねです。

国は、技能労働者の社会保険等未加入対策として、本年8月1日以降、元請業者及び一次下請業者を社会保険等加入業者に限定する入札を実施するとともに、平成27年度以降は、工事請負契約の競争参加に必要な資格審査において、社会保険等未加入業者の申請を受け付けないこととしております。

区の契約においても、労働者の良好な労働環境を確保することは重要と考えており、国や他自治体の取組を参考として、入札・契約制度を整備・充実してまいります。

公契約条例の制定につきましては、引き続き、条例を制定した自治体の取組を調査し、研究してまいります。

「みなとパーク芝浦」の駐車場は無料にすることについてです。

12月にオープンする、「みなとパーク芝浦」の地下駐車場は駐車台数173台で地区において最大規模になり、一部は2段式の駐車になること等から管理運営に多額の経費がかかるとして有料化し、しかも施設利用者以外の利用も見込み近隣民間駐車場の相場と同等額にすることが検討されています。地上部も合わせると駐車台数は189台と膨大なものです。

現在、区役所やスポーツセンターの利用者は駐車場が無料になっています。区役所に来る人から駐車料を取るなどともありません。

あらゆる検討を行い駐車台数を減らすとともに、駐車料金は無料にすべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、みなとパーク芝浦の駐車場料金を無料にすることについてのお尋ねです。

みなとパーク芝浦に設置される駐車場は、芝浦港南地区総合支所とスポーツセンターなど各施設及び愛育病院を利用する方々の利便性向上のために整備するものです。

駐車場は、三田駅、田町駅に近接する地区で最大規模の駐車場となることから、施設利用者以外の駐車を抑制するとともに、運営経費を縮減する必要があります。

駐車場を、効率的・効果的に管理運営するため、利用者や障害者等に対する割引措置を適切に講じた上で、駐車場管理事業者による有料での運営を予定しております。

指定管理者制度についてです。

今議会に公園の指定管理者と、十番駐車場の指定管理者の議案が提出されました。建設委員会で審議がされましたが、様々な問題が浮き彫りになりました。

私たちは指定管理者制度には反対ですが、民間にゆだねたとしても、区民が安心して利用できる施設になるように、提案は続けます。

この議案が可決されると111の区施設が指定管理者管理となり、職員が区民と触れ合う機会がますます減っていくことになります。区民の安全・安心のスローガンが空しく響きます。

また、いまや指定管理制度の導入が当然で、導入当初のように緊張感なく、

きちっとしたチェックなしに成り行き任せのような扱いになっているとしか思えません。そのことは、選考委員会報告書には「はじめに」と委員長挨拶が掲載されています、別の議案なのに挨拶の中身は、応募事業者の数を入れ替えただけ、後は同じ文章という始末です。

選考の過程で、総合点が何点であろうと1点でも多ければ選定されるということです。

今回ほとんどが60点台です。駐車場の選考結果では、「開設準備期間に、より具体的な管理運営計画の作成や、効率的で質の高いサービス提供の実現に向け…取り組みを求める」との意見を付けなければならない事態です

森の公園では「6割以上の特点を得ていることから、…」と選考。委員から「60点を超えればいいのか」との疑問も出ています。

区民が安全、快適に施設が利用できるようにするためには、最低ラインをしっかりと定める必要があると思います。

選考委員会で「提案の費用が高すぎる」との意見が出され、港区（事務局）が事業者にも再検討させ、2度にわたって事業計画の見直しが行われました。見直しの内容は、何のことはない、事業を減らして事業費を減らしただけ。何のために事業を提案させているのか、こんなことが許されるのか。

応募が1社のみというものがありました。選考委員会の委員から「比較検討ができずに苦労した」ことも記載されています。

本当に1社でいいのか、検討すべきだと思います。

今回2つの事業で、人件費をあげる計画が提案され選考されました。今までのように5年間1円の変動もないのが異常です。官製ワーキングプアを生み出さないよう、今回のことを活かし、公募の際に人件費のこともきちっと位置付けるべきです。

それぞれについて答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、指定管理者制度についてのお尋ねです。

まず、選考の最低ラインの明確化についてです。

指定管理者候補者の選考につきましては、施設に関する専門性を有する学識経験者等を外部委員として含めた選考委員会を設置し、公平・公正な立場から、候補者としての適格性について、厳正に審査を行っております。

また、指定管理者候補者選定委員会を設置し、公募要項や選考基準、及び指定

管理者候補者の選考過程等について、全庁的な視点から審議するなど、厳正な手続きを経て候補者を決定しております。

選考の基準につきましては、審査項目や配点などが、施設の種類、特性に応じて異なっていることから、区として一定の基準を設けておりませんが、引き続き適正な事業者の選定に取り組んでまいります。

次に、事業者提案のやり直しについてのお尋ねです。

指定管理者候補者の選考につきましては、応募事業者が1事業者のみであり、他の事業者の応募が見込めない場合は、指定管理者候補者からの提案内容について、指定管理者候補者選考委員会における審査を通じて、必要に応じて一定の見直しや補正を求めています。

このことにより、コストの削減や効率的な施設運営、より質の高い区民サービスの確保が期待できるものと考えております。

次に、応募事業者が1事業者の場合の対応についてのお尋ねです。

指定管理者候補者の選考にあたっては、応募が1事業者のみであっても、当該事業者の指定管理者としての適格性や提案内容などについて、指定管理者候補者選考委員会で、厳正・公正な審査を行い、適正な事務事業の執行、質の高い区民サービスの提供が期待できる場合は、指定管理者候補者として選考しております。

次に、人件費の位置付けについてのお尋ねです。

指定管理者の人件費につきましては、指定管理者候補者選考委員会において、各事業者の給与規程等に基づく人件費が適正に見積もられており、また区が求めるサービスと管理運営の水準を満たす職員が確保されていることを十分確認したうえで、選考を行っております。

また、公募の際には、適正な労働環境が確保されているかを確認するため「労働環境チェックシート」の提出を求めています。

さらに指定管理者制度導入後の施設で働く職員の労働環境につきましては、労働環境モニタリングの実施により、改善が必要な場合には、区として適切に指導しております。

今後とも、適正な指定管理者制度の運用により、区民サービスの維持・向上に努めてまいります。

賞味期限迫る備蓄食の有効活用についてです。

新聞に、「一般社団法人を通じて、期限切れが近づいた災害用の備蓄食料品等を災害支援や貧困層支援に提供する。千代田区などから３トン超」との記事が掲載されました。

港区では今まで、賞味期限が近付いたものは防災訓練などで配るなど有効利用をしています。２０１２年度（平成２４年度）で５．１トン。２０１３年度（平成２５年度）で３．６トンを廃棄しているとのこと。

一般社団法人の受け入れ態勢もあると思いますが、期限切れの近付いた備蓄品の有効利用＝人道的援助になるわけですから、提供について、早急に相談すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、防災備蓄品の有効活用についてのお尋ねです。

保存期限の迫った備蓄食料については、地域の防災訓練や教育施設での防災学習の際の普及啓発品として提供し、有効活用しております。

また、備蓄食料のうち、乳児用粉ミルクについては、保存期限は１年半ですが、物資の入れ替えの際に、半年以上の期限を残し、区内保育園へ配布をしています。

今後は、他の備蓄食料についても、物資の種類や提供方法等を確認の上、保存期限が迫る備蓄食料の有効活用について、協力可能な団体と協議し、検討をしてまいります。

国勢調査員の安全対策についてです。

来年１０月に国勢調査が予定されています。調査員は総務大臣によって任命された非常勤の特別職国家公務員の身分ですが、調査の実施に当たっては自治体の指示で行っています。調査票を配布し記入を促し、回収するのは対面で行うのが原則になっています。

前回調査を行った女性から、「いきなり怒鳴られたり、押し倒されたり大変怖い思いをした」との声が寄せられています。過去には広島県で女性調査員が殺される事件が発生し、その後調査員の安全確保のため複数人による活動や、防犯ベルなどの支給の対策がされているとなっていますが実際には１人で行うことや、防犯用の笛が渡されただけです。

調査員の安全が確保されるよう、区として対応するとともに、国にも働きかけるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、国勢調査員の安全対策についてのお尋ねです。

区は、国勢調査員の安全確保対策として、調査員説明会において、調査中にトラブルが発生した場合は、警察や担当課に速やかに連絡するよう説明し、緊急連絡先電話番号表をお配りしております。

また、国勢調査期間中は、調査員からの連絡や相談に応じるとともに、職員が支援に出向くことができるよう、担当職員が夜間や土日の連絡体制を組んでおります。

区は、今後、国勢調査員の安全対策をさらに推進するよう、東京都を經由して国に要望してまいります。

消防団員の処遇の改善についてです。

昨年の臨時国会で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で可決されました。

生業を持ちながら、地域住民の安全・安心のため日々訓練し、活動されている消防団のみなさんに心から感謝申し上げます。

消防団の皆さんへの期待と任務の内容から見て、支給される報酬や出動手当が低すぎます。

東京都平均では、団長が年額27万8045円。団員が年額6万9226円ですが、23区の団長は年額11万3千円。団員は4万2500円です。市と23区では消防団が担うべき仕事の内容の違いはあると思いますが、消防団員の担っている任務、役割からして不十分です。

報酬や出動手当の引き上げを行うよう、東京都に要請すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、消防団員の処遇の改善についてのお尋ねです。

特別区において、消防行政は東京都がその役割を担っており、消防団の報酬についても都の条例で定められております。

東京都へ報酬等の引き上げを要請することは、現時点では考えておりません。

が、消防団員は、区民の生命・財産を守るために活動し、地域との関わりが非常に強いことから、これまでも区は、ポンプ操法訓練等出動手当の支給、福祉共済掛金の負担、消防団員の日ごろの労をねぎらうための親睦事業の実施など、積極的に支援してまいりました。

今後も、引き続き、消防団、消防団員の意見や要望に可能な限り配慮してまいります。

旧) 専売病院跡地の建築計画についてです。

旧) 専売病院跡地に住友不動産(株)が計画している地上10階建の事務所ビル、高さ65メートル、旧) 専売病院と比べ20メートルも高くなり、前面道路からはわずか10メートルしかセットバックしていないので、住民はまるで軍艦ビルのようにだと表現しています。決算委員会の質疑で、区は、地域と調和した計画となるよう事業者と協議し計画変更をさせたと答弁しています。櫓の保存については、区民から陳情が出され、歩行者空間については、車の出入り口が、通学路でもある西側道路に2カ所も設けられ、子どもの安全性が守れないなどの意見を受けて、改善されました。しかし、計画そのものの変更は、平面形状を南北方向・東西方向それぞれ0.8メートルずつ縮小、建物の配置を南側に1メートル移動、最高の高さを2.87メートル下げる変更をしてきました。隣接する三田病院が前面道路から4.3メートルセットバックして、良好な空地や緑地を地域に提供しているのと比べても、決して地域と調和した計画とは言い難いものです。

隣接して、同じ事業者が再開発計画で、超高層ビルを建築し、地域は風の影響をもろに受けています。今度は、圧迫感、通行人が増えることによる狭い歩道の問題等々新たな影響を受けることになります。こんなまちづくりを本当に許していいのかというのが住民の思いです。地域と調和した計画、地域への影響を最小限にする計画となるよう、計画変更を求めるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、旧専売病院跡地の建築計画についてのお尋ねです。

区は、これまで地域と調和した計画となるよう事業者と協議を重ね、建物の平面計画、既存樹木の活用や歩行者空間の確保など、建築計画を変更するよう事業者に求めてまいりました。

また、地域の皆さんに対して、建築計画等に関する丁寧な説明に努めるよう事業者を指導してまいりました。

今後とも、引き続き、地域と調和した計画となるよう景観や周辺環境への配慮などについて協議してまいります。

精神障害者にも心身障害者手当の支給についてです。

障害者基本法では「障害者」を、「身体障害」「知的障害」「精神障害（発達障害を含む。）」その他の心身の機能の障害（以下「障害」と称する。）がある者。としています。

港区心身障害者福祉手当条例では「障害者」を、「身体障害者」「知的障害者」「特殊疾病者」「その他前各号に準ずる者」となっています。

当然のことですが、障害者基本法で「障害者」としている「精神障害」者を、港区の福祉手当条例では除外しています。その理由は「様々な精神障害者の施策を実施してきた」だから「手当の対象にしない」とのことです。

精神障害者に対する施策が、国も地方自治体も放置してきたからこそ、法律ができ、遅れていた精神障害者の施策の充実に力を注いできたわけで、それは当然のことで、手当を支給しない理由にはなりません。

精神障害者にも、心身障害者福祉手当を支給すること。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、精神障害者への心身障害者福祉手当の支給についてのお尋ねです。

区では、精神障害者一人ひとりが地域で自立し、安定した生活を営んでいけるように地域生活支援センターあいは一と・みなとにおける相談機能等の充実や、就労の拠点づくり、障害者グループホームの設置、心のバリアフリーの推進などの施策を優先し、重点的に取組んでおります。

現時点では、精神障害者を心身障害者福祉手当の支給対象の障害者に加えることについては、検討課題の一つと考えております。

障害者の区有施設使用料の減免についてです。

今年4月から施設使用料の見直しが行われ、区外の障害者でも、今まで無料で施設（スポーツセンター、青山いきいきプラザ等）を利用できたものが、有料になりました。

決算審議の中で「少なくとも、当面、区内の障害者団体を利用している方は、在勤・在学（共産党の提案が実る）と同じ扱いにするよう」提案しましたが、「区民の利用を少し制限される」ので、「（障害者でも区外者は有料）現在の考え方で行きたい」と、冷たい答弁でした。

「障害者であっても、区民優先から区外者は有料にした」と繰り返し答弁していますが、そのことはわかった上で質問しているのです。

港区が補助金を出している団体で、団体の方々は「障害者の健全な育成に」と頑張っている施設です。そこに通って訓練している人、規定の時間外に、その方の自立を促進するための訓練として、区の施設を利用するのに、なぜ、在勤・在学の人と同じ扱いができないのか。今の矛盾した仕組みを直すように提案しているのです。

港区が言う「心のバリアフリー」を本当に区民、国民に理解してもらうためには、行政が率先してバリアを取り除いていく必要があります。

区外の障害者であっても無料で区の施設を利用できるようにすべきだと思いますが、当面、区が補助金を支出している福祉団体に通う障害者については、在勤・在学と同様の料金（区民と同額）とすべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、障害者の区有施設使用料の減免についてのお尋ねです。

区の施設の使用料については、区民優先、受益者負担の原則の基本的考え方に基づき、区民と区外在住の方に一定の違いを設けております。

区内の福祉団体に活動している区外在住の障害者の使用料の減免につきましては、使用料算出の基本的考え方を十分踏まえつつ、利用の実態を把握し、検討してまいります。

緊急暫定保育室を認可保育園化することについてです。

最初の東麻布保育室が開所してから、7年が経過し10施設1,417人が利用しています。できるところから、認可保育園にすべきとの質問に対し、「設

置の経過や保育需要の動向等を踏まえ、今後も区の実状に適した保育環境の充実について、それぞれの施設の現状や、役割も含めた様々な視点から、緊急暫定保育施設のあり方について検討する」との答弁でした。先ほども述べたように1,417人が利用し、港区の子育てにとって、大きな役割を持っています。暫定保育室は、契約期間が5年のため、途中での事業者の変更の可能性があるなど、保護者にとっても不安ですし、何より、保育士にとっては期限付きの職場で、不安定であるため、安定した職場に代わる人も多く、職員が安定しないなど、双方にとって決していい環境ではありません。条件の整ったところから認可保育園とすべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、緊急暫定保育施設を区立認可保育園にすることについてのお尋ねです。

緊急暫定保育施設は、区立認可保育園を新設するまでの間、定員拡大を図るために先取りをする形で開設したものです。さらに、早期に待機児童を解消するため、期限を設けて開設した施設もあります。

こうした設置の経緯や保育需要の動向等を踏まえ、様々な視点から、保育施設全体の中での緊急暫定保育施設のあり方について検討してまいります。

特別養護老人ホームの建設についてです。

特養ホームの建設計画について、第2回定例会での私たちの質問に、区長は「優先度の高い要介護4、5の申込者の多くの方が、概ね1年以内に入所できる状況になっている」と答弁しています。

しかし、7月末の特養ホーム申込者は409名、1月末でも405名の申し込みで、年間に入所できるのは、150人程度です。入所希望者の入所順位がこのほど通知されましたが、要介護4で230番台です。これでは1年たっても入れません。

第6期事業計画に、入所希望者数に見合った計画を作るべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、特別養護老人ホームの建設についてのお尋ねです。

区は、これまで特別養護老人ホームを計画的に整備してきました。さらに、入所申込み者数の増加を見込み、既存施設の「特別養護老人ホームありすの杜

きのこ南麻布」において、平成２７年４月に１８床を増床する予定です。

これにより、引き続き、優先度の高い要介護４、５の申込者の多くの方が、概ね１年以内に入所できる状況です。

一方、今後は、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数の伸びも見込まれます。特別養護老人ホームの入所申込者数等の動向を見極め、さらなる施設整備も視野に入れながら、今年度策定する港区高齢者保健福祉計画の中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう検討してまいります。

高齢者集合住宅の建設についてです。

都営住宅の高齢者用家族向け地元割り当ての応募状況は２０１０年から２０１４年までで抽選倍率は８３倍から１０２倍、都営シルバーピアは、高輪１丁目住宅では４０～９０倍です。

区立の高齢者集合住宅でも、抽選倍率１１倍から１５倍、登録者数８名に対し、入所できる人は２名から５名です。

民生費での私たちの質問に対し、「高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう民間事業者を活用するなどして、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームの設置を進めていく」と答弁しています。

サービス付き高齢者向け住宅やグループホームの必要性は認めますが、高家賃で、誰もが入れるものではありません。

高齢者集合住宅を建設すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者集合住宅の建設についてのお尋ねです。

現在、区は、シティハイツ六本木の改築に併せ、高齢者の在宅生活を支えるために必要な、安否確認や生活相談などのサービスを提供する、サービス付き高齢者向け住宅を整備しております。

今後、区は、高齢者集合住宅を整備する予定はありませんが、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、サービス付き高齢者向け住宅やグループホームなど、高齢者の多様な住まいの確保に努めてまいります。

障害者の入所施設についてです。

障害者の親にとって、誰もが不安に思っていることは親亡き後の問題です。代表質問や決算での民生費での質問に対し、「グループホーム等での対応が困難であり、入所施設による専門的な支援が必要な障害者の利用ニーズに応えていく必要がある。そのためには障害者本人及びその家族の将来にわたる生活実態を把握し、区内で必要とされる施設入所枠などについて、調査を行う」と答弁されました。来年度からの保健福祉計画等の改定のための基礎資料を作成するために行った調査では、障害者は全員（4, 103人）を対象に行い、回収率は平均で67.24%と高率です。

自由記載欄には住宅や生活の場に関する意見要望がたくさん寄せられています。「障害者住宅や公営住宅の建設。」「在宅介護が限界になったときに利用できる施設。」「都の病院を転々としています。港区内で見てくれる施設を作ってほしい。」「はつらつ太陽のような施設がもっとできてほしい。」「港区内の施設で将来暮らせるように。」等々です。

地域保健福祉計画のための基礎調査でこれだけの意見・要望が寄せられています。次期の保健福祉計画に、早期に入所施設計画を明記すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、障害者の入所施設についてのお尋ねです。

区では、区内の在宅障害者が家族による介護を受けることが困難となった場合でも、安心して地域で暮らすことができる支援体制の整備が課題であると考えております。

そのため、現在、区は、それぞれの障害の状況に適した利用ができるよう、区立障害者グループホームを活用し、入所施設との間で施設特性に応じた利用調整を行っております。

区は、今後も、障害者が生まれ育った地域で豊かに生活を送ることができるよう、必要な支援策について、今年度策定する障害者計画の中でお示しをしてまいります。

J R新橋駅に京浜東北線を停車させることについてです。

8月、長野の親戚で不幸があり、久しぶりにJ R新橋駅を利用しました。夏休みとあってか、かなりの人が暑いホームで電車を待っていました。電車が来

たと思ったら京浜東北線なので通過です。電車はガラガラです。

乗客は山手線に乗らざるを得ません。かなりの混雑です。

新橋はゆりかもめの駅、東京メトロ銀座線、都営浅草線もあり、区内では品川駅に続いて乗降客が多い駅でもあります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックにはかなりの混雑が予想されます。

京浜東北線を新橋駅に停車させるよう、ＪＲ東日本に要請すべきです。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、ＪＲ新橋駅への京浜東北線の停車についてのお尋ねです。

現在の京浜東北線の快速運転は、田端・品川間の所要時間の短縮によって利便性が高まっている一方で、新橋駅に停車しないことで不便に感じている方もいらっしゃいます。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた輸送計画の中で検討する必要もあることから、京浜東北線の快速運転中の新橋駅停車について、ＪＲ東日本に調査・研究を要請してまいります。

「ちいばす」をみなとパーク芝浦までの延伸についてです。

12月に「みなとパーク芝浦（スポーツセンター、リーブラ、芝浦港南総合支所、介護予防センター）」、愛育病院がオープンします。

区内最大の複合施設なのに「ちいばす」が行かないのは、計画としても大問題です。

東ガスには一等地を提供し、区民には不便をさせるのですから、ちいばすの「みなとパーク芝浦」までの延伸は当然です。

答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、ちいばすのみなとパーク芝浦への延伸についてのお尋ねです。

みなとパーク芝浦への延伸については、芝浦港南ルートの中で検討してまいります。

なお、田町ルート及び芝ルートにつきましては、サービスが向上する一方で、田町駅東口が起点と終点を兼ねていることからちいばすのバス停留所での待機

時間の調整やダイヤの大幅な変更などの課題が生じます。

そのため、今後は、利用者の声や事業の採算性、収支への影響等も踏まえ検討してまいります。

青山北町3丁目の都営住宅建て替えについてです。

青山北町アパート。通称北青山3丁目住宅は、昭和30年代に建てられたもので、居住者の多くが高齢者です。住宅の老朽化もが激しく、エレベーターがないため、居住者は大変な思いをしています。

都営住宅の希望者はたくさんいるわけですから、建て替えを行うよう、東京都に要請すること。その際、高齢者のためのシルバーピア住宅を併設するよう、要請すること。また、段鼻の欠落や雨どいの老朽化、雨水桝のつまりをはじめ、施設の老朽化、日常的な点検作業が行われていません。大家として必要な補修を行うよう要請すること。

それぞれ答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、都営青山北町アパートの建替えと補修についてのお尋ねです。

都営青山北町アパートにつきましては、東京都から、周辺地域の動向を踏まえながら、地域特性に合わせた土地利用のあり方について幅広く検討していると聞いております。

ご指摘のシルバーピア住宅の併設を含めた建替えや必要な補修については、東京都に伝えてまいります。

都立品川北ふ頭公園グラウンドの整備についてです。

子どもたちの野球、サッカーのグラウンドとして利用している都港湾局所有の品川北ふ頭グラウンドですが、雑草が伸び放題で手入れはしていただいているが、なかなか追いつかない状況です。

子どもたちには、良いコンディションのなかで試合をしてもらいたいと思います。

こまめに手入れをして、子どもたちが安心して野球、サッカーを楽しめるよ

うにすべきです。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

最初に、都立品川北ふ頭公園グラウンドについてのお尋ねです。

都立品川北ふ頭公園グラウンドは、港区教育委員会が、東京都の承認を得て、区内の少年野球団体及び少年サッカー団体に利用開放しております。

グラウンドの除草作業については、東京都が年３回、港区教育委員会が年３回と分担して実施しておりますが、雑草の伸びが速いため、これまでも東京都に除草回数を増やすよう要請してまいりました。

今後、引き続き東京都と協議するとともに、区としても除草作業の回数拡大など、グラウンドの環境の向上に努めてまいります。

運動施設の利用枠の拡大についてです。

青山運動場、麻布運動場を例に、時間枠の拡大で利用者の拡大を図るよう提案し続けてきました。

近隣住民の理解を得るなど、いろいろと大変なこともありますが、麻布のテニスコートのように、近隣への影響がほとんどないところも改善されています。全体の時間枠の拡大にむけて引き続き努力をお願いするとともに、すぐにも改善できるところは、改善すべきです。

答弁を求めます。

【教育長答弁】

最後に、運動場の利用枠の拡大についてのお尋ねです。

運動場は、条例で午前８時から午後９時までの利用時間と定めております。騒音や照明の影響があることから、近隣の皆さんと協議のうえ、条例で定める利用時間の範囲で、各施設ごとに規則で時間の設定を行なってまいりました。

ご指摘の麻布運動場についても、テニスや野球の打球音、歓声や掛け声、照明の明るさなど、日常生活に及ぼす影響について意見が寄せられており、現時点では利用枠の拡大は困難な状況です。

今後、騒音や照明の影響を削減する方策について検討してまいります。

消費税増税に反対することについてです。

アベノミクスの円安政策による物価の上昇、原材料費の高騰が、国民生活と中小企業の経営を苦しめています。その上、消費税増税が強行されました。その結果、4～6月期のGDP（国内総生産）は、年率換算でマイナス7.1%も落ち込みました。これは、東日本大震災による落ち込みを上回っています。とりわけ、家計消費はマイナス19.5%と、1973年のオイルショック直後に匹敵する落ち込みとなりました。

この上、消費税を10%に引き上げたら、さらなる実質所得の減少、消費の底割れで、日本経済の土台を崩壊させることになります。

そもそも、消費税増税にはひとかけらの道理ありません。「社会保障のため」といって増税しながら、病床数を大幅に削減して患者を病院から追い出す、介護でも要支援者を介護保険から閉め出すなど、社会保障が次々切り捨てられています。「財政健全化のため」といいながら、大企業減税と公共事業に巨額のお金をばらまこうとしています。

暮らしと経済に大打撃を与え、増税の根拠も総崩れしている消費税の増税はやめるよう、国に進言すべきです。

答弁を求めます。

暮らしと経済を立て直す4つの緊急提案

第1は、消費税10%への増税をきっぱり中止すること。

第2は、285兆円まで膨れ上がった大企業の内部留保の一部を活用して、大幅賃上げと安定した雇用を増やすこと。

第3は、社会保障の切り捨てから充実へ、抜本的転換をはかること。

第4は、税金は負担能力に応じてという「応能負担」の原則に立った税制改革によって財源をつくりだすこと。

【区長答弁】

次に、消費税増税の反対についてのお尋ねです。

来年10月からの消費税率10%の実施につきまして、国は本年7月から9月の経済状況等を総合的に勘案した上で年内に判断するとしています。

区といたしましては、消費税増税の実施を中止するよう、国に申し入れることは考えておりませんが、区民生活や区政に与える影響等の情報収集に努める

とともに、今後も国の動向を注視してまいります。

原発の再稼働反対・原発ゼロについてです。

代表質問で取り上げました。答弁は、他人事のような内容で、区民の心配など意にも介さない、信じがたいものです。

東日本大震災から３年半の９月１１日、福島原発の吉田昌郎（まさお）元所長の調書が公表されました。

吉田さんの証言からにじみ出るのは「死」です。燃料棒は完全に露出しているのに、冷やす水は入らない、入れられない。「死ぬかと思った」という表現ではなく、吉田さんは「死ぬと思った」「死んでいた」と言い、「我々のイメージは東日本壊滅ですよ」とまで語っていました。その言葉づかいからは、死と破壊が本当に紙一重で存在していた現実が、３年半の時を隔てて迫ってきます。だが、それは過去の話ではありません。原発による避難住民は、なお１２万人余。長引く避難生活などで命を落とした「原発関連死者」は、少なくとも１１００人を超え、この半年間で７０人も増えています。原発による「死」は現在進行形なのです。

吉田調書を読めば、原発と人間社会は共存できないことは、誰の目にも明らかです。

御嶽山の噴火で多くの尊い命が奪われました。火山噴火の予測がいかに難しいか、明らかになりました。火山国日本で、こういう実態を見たとき、「エネルギー政策は国の責任だ」で済まされていいはずはありません。

区民の安全・安心に責任を負うべき区長として、「原発ゼロ」、「再稼働反対」との明確な態度を表明すべきです。

答弁を求めます。

答弁によっては再質問することをあらかじめ申し添え、質問を終わります。

【区長答弁】

最後に、原発ゼロ、再稼働反対の態度表明についてのお尋ねです。

我が国のエネルギー政策は、国民的議論を踏まえ、原子力発電のあり方も踏まえ、国の責任において取り組むべきと考えております。

このことから、区として、原発ゼロ、再稼働反対の態度を表明することは考

えておりませんが、引き続き、本年４月１１日に閣議決定された新たなエネルギー基本計画に沿った国の動向を注視するとともに、区においては、エネルギー消費量の抑制や、再生可能エネルギーの利用促進を積極的に推進してまいります。